

山田地域都市農村交流協議会 設立趣意書

平成27年7月21日

山田地域は、富山市の南西部に位置し、中央を南北に流れる山田川を挟み、標高100mから1,000mに23集落が点在する日本海特有の気候を有する中山間地です。富山市市街地に通じる主要地方道富山庄川線が地域の中央部を縦断し、それに、東西を横断する主要地方道砺波細入線が交差し、砺波市と富山市八尾地域を結んでいます。現在では、近年の道路整備により、市街地や富山空港、北陸自動車道から30分～40分程度での往来が可能となっていますが、人口は大正元年の3,870人強から徐々に減少し、平成17年の市町村合併時で1,887人（高齢化率25.8%）今年の6月末では1,564人（高齢化率32.7%）と、過疎化は歯止めなく進行しています。

そして、人口減少とともに高齢化が進行しています。兼業農家が大部分を占める中山間地農業では、従事者が大幅に減少し、後継者不足による耕作放棄地の増加、作付面積・収穫量の減少、家庭内での総所得額の減少が起きています。また、少子化と若年層の転出が増加する中で、小中学校では1学年1学級の状態が続き、サークルやクラブ活動の選択もかなり狭くなり、小人数学級の弊害が大きくなってきている現状です。加えて、中学校の選択性がこれに拍車をかけ、若い家族の流出が後を絶ちません。その結果、一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯が増加し、日々の買物やお出かけへの支援が多く寄せられており、社会福祉協議会等への支援要望が年々増加してきています。また、これからの医療、介護が居宅を中心に行わなければならない状況の中で、現状のままでは地域全体が限界集落化し、消え去ってしまうことも懸念されるようになってきました。もちろん、このような状況を少しでも改善するべく、行政はもちろん地域住民がこれまでいろいろと工夫をこらしてその対策に心血を注いでまいりましたが、なかなか功を奏した施策が見いだせない状況にあります。

地域の活性化には人口減少を少しでも止めることが第一条件であり、そのためには地域外からの流入に頼らざるをえません。また、近年小規模学校の行き届いた教育や自然の豊かさ、そこに住む人々の優しさ等により、山田へ移住される家族が徐々に増加しています。

そこで、地域に由来から在る自然を利用しての「農地・農業」と、これから何処にいても必ず必要とされる高齢者や身障者等へのサービスである「福祉」を連携して、まずは職業・職場の誘致による地域外からの人口流入の促進、そして、そのことによる支援サービスを受容できる環境を整備し、「いつまでも安心して暮らせる（ふるさとやまだ）」を目指して活動するため、この協議会を設立し、都市農村共生・対流総合対策交付金事業により、活力ある地域づくりを推進していくこととしています。そして、この活動に多くの住民が参画していただけることを切に望んでおります。

山田地域都市農村交流協議会 規約

山田地域都市農村交流協議会

(名称)

第1条 この協議会は、山田地域都市農村交流協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、山田地域の活力ある地域づくりを目指して、都市部との交流を共生・対流させながら、中山間地域の自然やそこで営まれる農業や福祉事業を活性化させることにより、豊かで住みよい健全なふるさとづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 半農半福祉を生活の基盤とし、都市部から新規就業者を募るための環境づくり
- 2 新規就業者と各種団体との連携、地域住民との交流
- 3 地域住民の健康増進と所得向上
- 4 上記計画達成のための研究開発
- 5 関係団体との連絡調整
- 6 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体で構成する。

(役員)

第5条 協議会に役員として会長1名、副会長1名、理事若干名及び監事2名を置く。

- 3 役員は、会員のうちから互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の運営に必要な事項を審議する。
- 4 監事は、協議会の会計及び事業を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。

(4) 第3条の事業の実施に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を山田地域自治振興会に置く。

(経費)

第10条 協議会の経費は負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

第11条 協議会の資金の取り扱い方法及び歳出は、会計処理規定で定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第14条 会長は毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、通常総会の開催の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項各号の書類を受領した時は、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかななければならない。

(解散した場合の地位継承者)

第15条 解散する場合には、山田地域自治振興会が協議会の地位を継承する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り、その都度会長が別に定める。

附則

この規約は平成27年7月22日から施行する。

別表

団体名
山田地域自治振興会
ふるさと未来プロジェクト
NPO法人山田の案山子
NPO法人ワーカーズ・コープ
山田村農業協同組合
山田地域営農組合協議会
山田花木生産組合
株式会社清水そばそば峠
株式会社ヒルフロント
富山市山田地域社会福祉協議会
社会福祉法人恵風会
生活協同組合 CO・OP とやま

山田地域都市農村交流協議会 構成員名簿

平成27年7月21日現在

	氏 名	所 属 組 織 等	役 職
1	石崎 貞夫	ふるさと未来プロジェクト 山田花木生産組合	会 長
2	吉田 良雄	山田地域自治振興会	副会長
3	若林 秀美	NPO法人やまだの案山子	理 事
4	村上 敦子	NPO法人ワーカーズユープ	理 事
5	浅名 正憲	山田地域営農組合協議会	監 事
6	谷上 健次	株式会社清水そばそば峠	
7	富山 康祐	株式会社ヒルフロント	
8	若林 正幸	山田村農業協同組合	監 事
9	坂口 清志	山田地域社会福祉協議会	
10	舘谷 明彦	社会福祉法人恵風会あざみ園	
11	吉野 雅浩	生活協同組合CO・OPとやま	
12	谷口 弥一郎	山田地域自治振興会	事務局

山田地域都市農村交流協議会 連携団体

	組 織 名	
1	NPO法人グリーンツーリズムとやま	
2	富山県富山農林振興センター	
3	富山市山田総合行政センター	

地区概要

平成27年度 ～ 平成29年度	山田地域都市農村交流協議会 (富山県富山市)	メニュー名 ・集落連携推進対策 ・人材活用対策	(取組のポイント) 都市部との交流を共生・対流させながら中山間地域の自然やそこで営まれる農業や福祉事業を活性化させることにより、豊かで住みよい健全なふるさとづくりを推進する。	事務局名 山田地域自治振興会
-----------------------	---------------------------	-------------------------------	--	-------------------

地区の現状と課題

現状
(当初の現状を2～3行程度で簡潔に記入)
・高齢化による人口の急激な減少、高齢化率の上昇、耕作放棄地の増加、農業収入の低下、若年層の流出、少子化と地域にとっての負の連鎖が続いている。また、要介護者が増加していく中で地域内で支える人材が不足しているとともに、体制の整備が出来ていない。

課題
・農業や福祉業務それぞれの収入だけでは生活維持が困難。
・農業体験等地域外からの交流、研修、体験者希望者の受入場所がない。
・上記の受入経験が少ない。
・交流イベント等をコーディネートする人材が不足。

地区の将来像

(当初の地区の将来像を簡潔に記入)
・各家庭内又は地域内で在宅介護が可能な環境整備
・若者や障害者等を容易に受け入れられる環境整備
・農業と福祉が関わる雇用環境の充実
○いつまでも安心して暮らせる【ふるさとやまだ】の創造

交付金の活用

取組内容

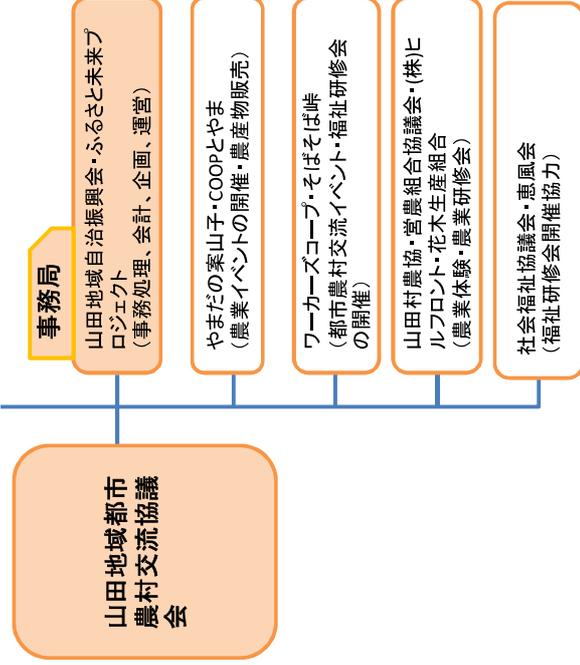
①集落連携推進対策 (H27年～H28年)
主な活動

- ・都市との交流機会の創出(きっかけぐり)
森林浴ツアー・農作業体験・そば打ち体験
- ・農業と福祉の協働
福祉農園管理・地域資源調査・セミナー・先進地視察
- ・就業・実践のための研修
福祉がダンス講座・福祉初級入門講座
- ・周知PR活動
既存HP改修更新作業・PR用DVD制作

②人材活用対策 (H27年～H29年)

- ・農業研修
- ・福祉研修
- ・半農半福祉の実践
- ・後継者育成
- ・地域活性化方策の検討

事業の実施体制(役割)



平成27年度 山田地域都市農村交流協議会 事業予定表

期間:平成27年9月3日～平成28年3月22日

事業名	開催日時	備考
1 集落連携推進対策		
(1) 森林セラピーツアー	11月7日(土) 済	ブナ林散策ツアー 20名
(2) ノーマライズ農業体験会①	11月24日(火)	大根・りんご収穫体験(20名)
(3) 農と福祉のセミナー	12月 5日(土)	基調講演・パネルディスカッション200名程度予定
(4) 福祉のガイダンス①	12月12日(土)午後	介護保険制度について(20名)
(5) 健康そば打ち体験会	1月末予定	15名程度参加予定
(6) 有識者による地域資源調査とセミナー	1月末予定	100名程度参加予定
(7) 福祉のガイダンス②	2月6日(土)午後	事例から学んでみよう(20名)
2 人材活用対策		
(1) 研修人材の募集	9月12日～9月30日	長谷川雄紀(23) (決定)
(2) 研修の実施	10月1日～3月22日	農業と福祉の研修